

I. 事実の概要

- 5 (1) 税理士であるAは、顧問先からの税理士顧問料等の取立てを、集金事務代行業者Bに委託していた。同社は、顧問料等を集金した上、これを一括してAが指定した預金口座に振込送金していたが、Aの妻が上記振込送金先を株式会社C銀行D支店の甲名義の普通預金口座に変更する旨の届出を誤ってしたため、上記Bでは、これに基づき、平成7年4月21日、集金した顧問料等合計75万31円を同口座に振り込んだ。
- 10 (2) 甲は、通帳の記載から、入金される予定のない上記Bからの誤った振込みがあったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考え、同月25日、上記支店において、窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高が92万円余りとなっていた預金のうち88万円の払戻しを請求し、同係員から即座に現金88万円の交付を受けた。
- 15 甲の罪責を検討せよ。

参考判例：最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁

II. 問題の所在

- 20 自己の口座に誤振込みがなされた場合において、当該口座名義人が窓口で払い戻しを受ける行為にいかなる犯罪が成立するか。成立する犯罪及びその理論構成が問題となる。

III. 学説の状況

ア説(占有離脱物横領罪説)

- 25 預金による金銭の占有を認めただうえで、この金銭は誤って配達された郵便物の場合と同様に委託によらず偶然自己の占有に帰したものとして、これを領得する行為は占有離脱物横領罪を構成するとする説¹。

イ説(詐欺罪説)

イ-1説

- 30 自己の口座に誤振込みされた預金の払戻し行為について、銀行実務上振込依頼人の申出に応じた組戻し手続がとられており、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは直ちにその支払に应ずるか否かを決める上で重要な事柄であるとし、受取人には誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、誤振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な確利はないとして、誤った振込みがある

¹ 曾根威彦『刑法各論[第5版]』(弘文堂、2012年)171頁。

ことを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たるとする説²。

イ-2 説(権利濫用と構成する説)

- 5 「悪意の受取人には預金債権を『行使すべき実質的理由』はなく、預金債権は、振込送金制度の無因性を維持するために認められたもので、悪意の受取人にとっては『形式的権利』にすぎず、これを行行使することは、権利の濫用として許されない」とし、「銀行の窓口で払戻す方法をとれば詐欺罪となり、現金自動支払機からキャッシュカードを用いて引き出す方法をとれば窃盗罪になる」とする説³。

10

IV. 判例(裁判例)

東京高判平成 25 年 9 月 4 日判時 2218 号 134 頁

[事実の概要]

- 15 詐欺等の犯罪行為に利用されている会社名義口座から代表者が預金を払い戻す行為につき、詐欺罪が成立するかが問題となった事案。

[判旨]

- 20 「普通預金規定上、預金契約者は、自己の口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知った場合には、銀行に口座凍結等の措置を講じる機会を与えるため、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、そのような事実を秘して預金の払戻しを受ける権限はないと解すべきである。」そうだとすると、「被告人は、本件各犯行の時点では、A 社名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知っていたと認められる」から、「被告人に本件預金の払戻しを受ける正当な権限はないこととなり、これがあるように装って預金の払戻しを請求することは欺もう行為に当たり」、したがって、本件行為につき詐欺罪が成立する。

- 25 [引用の趣旨]

当裁判例は、信義則上の告知義務を認定した上で、その違反行為をしていることから不作為の欺罔行為にあたるとして詐欺罪を成立させていることから、イ-1 説と同様の見解を採用しているといえ、イ-1 説を採用する検察側にとって有用である。

30 V. 学説の検討

ア説について

銀行預金は、消費寄託契約(民法 666 条)であり、銀行に所有権を認めたとしても、預金債権に基づいて引き出した者はこの金銭の所有権を取得することになるから、「他人の物」と

² 前田雅英『刑法各論講義[第 7 版]』(東京大学出版会、2020 年)230 頁。

³ 佐藤文哉「誤って振り込まれた預金の引き出しと財産犯」佐々木史朗先生喜寿祝賀『刑事法の理論と実践』(第一法規出版、2002 年)340 頁参照。

はいえ、また、依頼人に準所有権的な物権的請求権を認めることができれば、依頼人の所有権を認めて「他人の物」ということもできるが、一般的にこの請求権は認められていない⁴。そうだとすれば、占有離脱物横領罪が成立すると構成することは困難である。

よって、検察側はア説を採用しない。

5

イ説について

イ-2 説について

権利の濫用は、民法との関係では違法行為であり、原状回復義務(民法 121 条の 2)や不法行為責任(民法 709 条)も生じる。しかし、詐欺罪は刑法上保護すべき占有の侵害があつてはじめてその成立が認められるのであって、権利濫用という説明は、刑法との関係では十分な説得性を持たないといえる⁵。

よって、検察側はイ-2 説を採用しない。

イ-1 説について

誤振込みが生じた場合、銀行には受取人の口座への入金完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す「組み戻し」というシステムを採用している。また、銀行は他の預金債権者との信頼維持、ひいては社会全体の銀行への信頼維持のため、誤った弁済をしてしまった場合にはそれを修正し、預金を適正に扱うことが重要な事項であるといえる。このことから、預金の適正な管理のため、組み戻しというシステムを通じて受取人に対抗する利益を銀行は有しているといえ、銀行の占有には要保護性が認められる。さらに、預金の適正な管理が重要な事項であり、占有に要保護性があるという事情を踏まえれば受取人には信義則上の告知義務が発生するといえる。したがって、誤振込みがあり、それを知りながら告知義務違反という不作為の欺罔行為によってその占有を侵害した場合には、受取人に詐欺罪が成立すると解するのが妥当である⁶。

よって、検察側はイ-1 説を採用する。

VI. 本問の検討

1. 甲が株式会社 C 銀行 D 支店の窓口で現金 88 万円の払戻しを請求した行為に詐欺罪(刑法(以下法名略)246 条 1 項)が成立しないか。

(1) 「人を」「欺いて」「財物を」「交付させた」とは、①欺罔行為、②錯誤、③錯誤に基づく交付行為、④財物の移転、⑤①～④の因果関係が認められることを言う。

ア. まず、欺罔行為とは、交付の判断の基礎となる重要な事項を偽る行為をいう。甲による払戻し請求は、C 銀行による預金の払戻しという財産的な損害に向けられた行為である

⁴ 高橋則夫『刑法各論[第 3 版]』(成文堂、2018 年)382 頁。

⁵ 3 班私見。

⁶ 3 班私見。

ところ、上記行為が欺罔行為に当たるか。預金名義人が誤振込みがなされた事実を秘して銀行の窓口で払戻しを請求する行為が交付の判断の基礎となる重要な事項を偽る行為に当たるかが問題となる。

(ア) この点について、検察側はイ-1説を採用する。

5 (イ) これを本件についてみると、確かに、振込依頼人である B と受取人である甲との間に振り込みの原因となる法律関係は存しないが、かかる場合でも甲と C 銀行の間には振込金額相当の普通預金契約が成立し、甲は C 銀行に対して、75 万 31 円の普通預金債権を取得すると解されるため、上記行為は正当な権限に基づく払戻しとして欺罔行為に当たらないとも思える。

10 しかし、誤振込みがなされた場合には、銀行は受取人の承諾を得て組戻しという手続きを執ることもあり、また、誤振込みの可能性がある場合には事実確認や振込に際して過誤があったか否かを照会する手続きを行う等の措置が講じられるため、かかる措置が完了するまでは、C 銀行は誤振込みの受取人による払戻しの請求には応じないはずである。そのため、C 銀行にとって、払戻し請求を受けた預金が誤振込みによるものか否かは、払戻しに応じる
15 か否かの判断の基礎となる重要な事項であると言える。

また、誤振込みであることを知っている受取人甲には、C 銀行に上記措置を講じさせるために誤振込みがあった旨を告知する信義則上の義務があると解される。そのため、誤振込みがあったことを知っている甲が、その事実を秘して預金の払戻しを請求する行為は不作為による欺罔行為に当たる。

20 (ウ) そうだとすれば、上記行為は欺罔行為に当たる(①充足)。

イ. 次に、かかる欺罔行為により、C 銀行は誤振込みの有無に関する錯誤に陥り(②充足)、かかる錯誤に基づき 88 万円を交付している(③充足)。そして、甲は「財物」である現金 88 万円の交付を受けていることから財物の移転が認められる(④充足)。また、これらに因果関係も認められる(⑤充足)。

25 ウ. また、本罪も財産罪であるから財産的損害の発生が必要であると解される。この点について、C 銀行が錯誤に陥らなかった場合、すなわち、甲が上記告知義務を果たした場合には上記措置が完了するまでの間、甲に対して払戻しに応じる必要はなかったが、甲の上記欺罔行為により C 銀行は即座に現金 88 万円を払戻している。そうだとすれば、上記措置が完了した後の払戻しと錯誤による即座の払戻しは、社会通念上別個の払い戻しに当たるため、
30 本件において財産的損害の発生は認められる。

(2) 次に、故意(38 条 1 項本文)とは、客観的構成要件該当事実の認識・認容をいうところ、甲にこれにかける点はない。

(3) また、本罪も財産罪であるから不法領得の意思が必要であり、その内容は、権利者を排除して、他人の物を自己の所有物として(権利者排除意思)、その経済的用法に従い利用・
35 処分する意思(利用・処分意思)であると解する。

これを本件についてみると、確かに預金債権を有する以上、甲は権利者に当たり権利者排

除意思が認められないとも思えるが、誤振込みがなされた場合において、かかる預金債権の行使をするためには、信義則上の告知義務を果たす必要があり、本件のようにかかる義務を履行しない以上、甲には預金の払戻しを受ける適法な権限はないと解される。そのため、C銀行が占有する預金である現金 88 万円の払戻しを受けている以上、権利者排除意思が認められる。また、現金の交付を受けている以上、その現金を何らかの用途に利用すると考えられるため、利用・処分意思も認められる。

したがって、不法領得の意思が認められる。

(4) よって、上記行為に詐欺罪が成立する。そして、甲による欺罔行為は一個であり、その違法性は、かかる一個の欺罔行為によって払戻された金員の全額に及ぶと解されるため、払戻し額全額たる 88 万円につき、甲は詐欺罪の罪責を負う。

VII. 結論

甲は詐欺罪の罪責を負う。

以上

15